資料1(地球温暖化分野)

「地球温暖化問題に対する取組」に係る報告

重点調査事項 : 京都議定書の6%削減約束の確実な達成のための取組

1997年12月に採択された京都議定書においては、2008年から2012年までの第 1 約束期間における我が国の温室効果ガスの排出量を、1990年比で 6 %削減することが目標として掲げられています。ここでは、

a) 6 %削減約束を達成するために京都議定書目標達成計画に位置付けられた対策・施策 について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

6%削減約束の確実な達成に向け、当面、京都議定書目標達成計画に位置付けられた対策・施策を着実に推進します。対策・施策の実施に当たっては、

- ア すべての主体の参加・連携の促進と各主体に期待される役割
- イ 多様な政策手段の活用
- ウ 評価・見直しプロセス(PDCA)の重視

を十分に踏まえることが重要です。

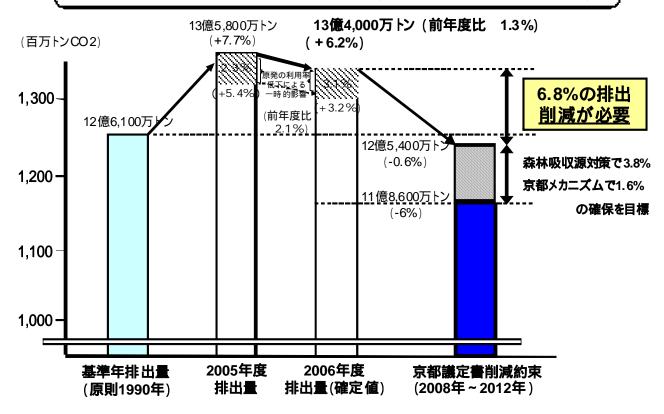
主な取組状況等

京都議定書目標達成計画に位置付けられた対策・施策

京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日策定、平成20年3月28日全部改定)において、産業、業務その他、家庭、運輸、エネルギー転換の各部門における CO_2 削減対策や森林吸収源に係る施策などが位置づけられており、これに基づく取組を行いました。その進捗状況の点検については、本年3月の計画改定により毎年6月頃と年内の年2回にわたり厳格に行うこととされました。本年7月の地球温暖化対策推進本部において京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検が行われた際には、概ね計画どおりに進捗しているとされたところです。

我が国の温室効果ガス排出量

2006年度における我が国の排出量は、基準年比6.2%上回っており、 議定書の6%削減約束の達成には、6.8%の排出削減が必要。



我が国の温室効果ガスの総排出量は、平成18年度で、二酸化炭素に換算して約13億4,000万トンであり、基準年度比で6.2%増加しています。平成18年度から平成22年度にかけて、目標達成計画の部門別の目安の達成のためには、平成18年度比で、エネルギー起源二酸化炭素については、産業部門(基準年における総排出量に占める割合:38%)-7.0~-7.9%、業務その他部門(同割合:13%)-8.3~-9.3%、家庭部門(同割合:10%)-14.7~-16.5%、運輸部門(同割合:17%)-4.1~-5.5%、エネルギー転換部門(同割合:5%)-14.2%~-14.3%の削減が必要となっています。また、非エネルギー起源二酸化炭素(同割合:7%)は-3.6%、メタン(同割合:3%)は-4.3%~-4.4%、一酸化二窒素(同割合:3%)は-3.0%~-3.2%の削減が必要となっています。

代替フロン等3ガス(同割合:4%)については、オゾン層破壊物質からの代替が進むことによりHFCの排出量が増加することが予想される等いくつかの排出量の増加要因もあるものの、増加量を+79.2%に抑えることが必要です。

さらに、森林吸収源対策については、平成19年度から平成24年度の6年間で、毎年20万haの追加的な森林整備が必要であり、平成19年度においては、平成18年度補正予算と併せ、平成20年度においては平成19年度補正予算と併せ、それぞれ20万haを

超える追加的な森林整備に相当する予算が措置されています。引き続き森林整備等を 推進し、基準年比で3.8%分の森林吸収量を確保することが必要です。

京都メカニズムの活用については、平成19年度において、1,666万 $t - CO_2$ 分のクレジットを取得する契約を結んだところ(平成18年度からの累計で2,304万 $t - CO_2$)であり、引き続き、補足性の原則を踏まえつつクレジット取得を進めることが必要です。

温室効果ガスの排出状況について (単位:百万t-CО₂)

基準年	2006 年度実績	2010 年度の目安
(全体に占める割合)	(基準年増減)	(2006年度から必要な削減率)
1 , 0 5 9 (84%)	1 , 1 8 6 (+12.0%)	1 , 0 7 6 ~ 1 0 8 9
		(-8.2~-9.3%)
4 8 2 (38%)	4 6 0 (-4.6%)	4 2 4 ~ 4 2 8 (-7.0 ~ -7.9%)
1 6 4 (13%)	2 2 9 (+39.5%)	2 0 8 ~ 2 1 0 (-8.3 ~ -9.3%)
1 2 7 (10%)	1 6 6 (+30.0%)	1 3 8 ~ 1 4 1 (-14.7 ~ -16.5%)
2 1 7 (17%)	2 5 4 (+16.7%)	2 4 0 ~ 2 4 3 (-4.1 ~ -5.5%)
67.9(5%)	7 7 . 3 (+13.9%)	6 6 (-14.2~-14.3%)
8 5 . 1 (7%)	8 7 . 7 (+3.1%)	8 5 (-3.6%)
3 3 . 4 (3%)	2 3 . 6 (-29.2%)	2 3 (-4.3 ~ -4.4%)
3 2 . 6 (3%)	2 5 . 6 (-21.7%)	2 5 (-3.0 ~ -3.2%)
5 1 . 2 (4%)	1 7 . 3 (-66.2%)	3 1 (+79.2%)
1 , 2 6 1 (100%)	1 , 3 4 0 (+6.2%)	1 , 2 3 9 ~ 1 , 2 5 2
		(-6.6~-7.6%)
	(全体に占める割合) 1,059(84%) 482(38%) 164(13%) 127(10%) 217(17%) 67.9(5%) 85.1(7%) 33.4(3%) 32.6(3%) 51.2(4%)	(全体に占める割合) (基準年増減) 1,059(84%) 1,186(+12.0%) 482(38%) 460(-4.6%) 164(13%) 229(+39.5%) 127(10%) 166(+30.0%) 217(17%) 254(+16.7%) 67.9(5%) 77.3(+13.9%) 85.1(7%) 87.7(+3.1%) 33.4(3%) 23.6(-29.2%) 32.6(3%) 25.6(-21.7%) 51.2(4%) 17.3(-66.2%)

基準年及び 2006 年度の数値は、平成18年8月に条約事務局に提出した割当量報告書における計算方法により算出(2006年度数値は確定値)。

2010年度目標値は、目標達成計画策定時の計算方法により算定した目安としての目標。

今後の展望

(論 点)

6%削減目標の達成に向けた取組について

・今後とも、改定京都議定書目標達成計画に盛り込まれた自主行動計画の推進、住宅・建築物の省エネ性能の向上、トップランナー機器等の対策、工場・事業場の省エネ対策の徹底、自動車の燃費の改善、中小企業の排出削減対策の推進、農林水産業・上下水道・交通流等の対策、都市緑化・廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策、新エネルギー対策の推進などに着実に取り組むこと。また、厳格な進捗管理を行うとともに、更なる計画改定も視野に入れ、必要な対策・施策の追加を具体化してい

資料1(地球温暖化分野)

き、国、地方公共団体、事業者、国民などすべての主体が全力で取り組んでいくことにより、6%削減目標を達成していくこと。

重点調査事項 : 温室効果ガスの濃度の安定化に向けた長期的継続的な排出削減等のための取組

さらなる長期的・継続的な排出削減に向け、技術革新等を通じて、社会経済のあらゆるシステムが、構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへと抜本的な変革を遂げることを目指す観点から、

- a) 温室効果ガスの濃度の安定化に向けた我が国の中長期目標の策定
- b) 長期的、継続的な排出削減のため、我が国の経済社会を省CO2型に変革していくための取組
- c) 第1約束期間の終了する2013年以降の取組について、全ての主要排出国が参加する、 公平かつ実効性のある枠組みを構築するための我が国の多面的なリーダーシップの発 揮

について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

地球温暖化に関する長期的な取組については、バックキャスティングの手法を開発・利用することにより、長期的視点から目指すべき社会像を描き、今取り組むべき課題を抽出し、必要な対策を実行に移していくことが重要であり、予防原則に基づいて対策を進めることが必要です。

国内対策については、長期的、継続的な排出削減のためには、様々な分野において エネルギー需給構造そのものを省 C O 2型に変革していくことが重要であり、早い段 階から中長期的な視点に立って戦略的に対応を進めていきます。

第 1 約束期間の終了する2013年以降の取組について、すべての国が参加する実効ある枠組みを構築することが重要であり、我が国は、その成立に向けて、官民の連携を図りつつ、多面的にリーダーシップを発揮していきます。

主な取組状況等

我が国の中長期目標の策定

福田総理スピーチ(平成20年6月9日)及び地球温暖化問題に関する懇談会提言(平成20年6月16日)で示された政策項目ごとに、具体的な施策を明確化した「低炭素社会づくり行動計画」が平成20年7月29日に閣議決定されました。低炭素社会を目指し、

2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量の半減を実現するためには、主要経済国はもちろん、世界のすべての国々がこの問題に取り組む必要があり、日本としても2050年までの長期目標として、現状から60~80%の削減を行うこと、長期目標を実現するため、世界全体の排出量を、今後10年から20年程度の間にピークアウトすること、来年のしかるべき時期に我が国の国別総量目標(中期目標)を発表することとされています。

地球環境研究総合推進費(競争的資金)によって実施されている「戦略的研究脱温暖化2050プロジェクト」では、平成19年2月に「2050日本低炭素社会シナリオ:温室効果ガス70%削減可能性検討」報告書が作成され、日本を対象に2050年に想定されるサービス需要を満足しながら、主要な温室効果ガスである CO_2 を1990年に比べて70%削減する技術的なポテンシャルが存在することが明らかにされました。

我が国の経済社会を省CO2型に変革していくための取組

技術開発・普及、国全体を低炭素へ動かす仕組みづくり、地方・国民の取組の支援として以下の取組が行われました。

- ・新エネルギー等導入加速化対策費補助金等による太陽光、風力、バイオマス等の 再生可能エネルギー導入支援
- ・技術開発支援事業の実施、燃料電池自動車の実証走行等による次世代自動車等の 導入支援の実施
- ・テレビやエアコン、冷蔵庫等について、 トップランナー基準の見直し・強化、 研究開発事業、 消費者に対する情報提供等による省エネ性能の高い機器の導入の加速化
- ・ 住宅の省エネ改修促進税制の導入、 評価・表示など消費者等に対し情報提供 等することによる省エネ住宅の普及促進
- ・ 温室効果ガス「見える化」 カーボンオフセットに係る検討の開始
- ・環境モデル都市の募集・選定等による低炭素型の都市・地域づくりの推進
- ・「21世紀環境教育プラン~いつでも、どこでも、誰でも環境教育AAAプラン」等の 実施による環境教育の充実
- ・クール・ビズ、ウォーム・ビズ等の「チーム・マイナス6%」の取組等を推進することによる国民運動の展開

また、「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)が策定され、低炭素社会構築のための具体的な対策・施策が明らかにされました。

地球環境研究総合推進費(競争的資金)によって実施されている「戦略的研究脱温暖化2050プロジェクト」では、平成20年5月に研究成果として「低炭素社会に向けた12の方策」報告書が公表されました。この研究成果は、平成19年2月の中間報告で示された「我が国が、2050年までに CO_2 の排出量を1990年比で70%削減し、豊かで質の高い低炭素社会を構築することは可能である」との結論を受けて、70%削減を現実のものとするための具体的な12の方策を提案するものです。

第1約束期間の終了する2013年以降の取組について、全ての主要排出国が参加する、公平かつ実効性のある枠組みを構築するための我が国の多面的なリーダーシップの発揮

平成20年7月7日から9日まで開催されたG8北海道洞爺湖サミットにおいては、長期目標として、2050年までに世界全体の排出量を少なくとも半減するビジョンを気候変動枠組条約(UNFCCC)の全締約国と共有することを求めることで合意するとともに、特に、先進国については、排出量の絶対的な削減を達成するため、野心的な中期の国別総量目標を実施することなどが合意されました。また、セクター別アプローチに関し、各国の排出削減目標を達成する上でとりわけ有益な手法であることが合意されました。また、平成20年7月9日に開催された主要経済国首脳会合において、途上主要経済国は、対策をとらないシナリオの下での排出量からの離脱を達成するための適切な緩和の行動を遂行することが合意されました。

今後の展望

(論 点)

「低炭素社会づくり行動計画」を踏まえた取組について

- ・「環境エネルギー技術革新計画」に示された技術ロードマップ等の実施に向け、今後5年間で300億ドル程度投入すること、二酸化炭素回収貯留(CCS)技術について、分離・回収コストの低減や大規模実証に着手し、2020年までの実用化を目指すこと。
- ・太陽光発電については、技術革新と需要創設により価格を大幅に低減するとともに、 電力系統への影響を緩和するための技術開発を進めること、次世代自動車について は、費用の一部支援等による初期需要の創設や電池の高性能化・低価格化等を進め ること、省エネ機器については、トップランナー基準の見直し及び強化等を行うこ と。
- ・本年10月を目途として、できるだけ多くの業種・企業が参加する国内排出量取引の 試行的実施を開始すること、本年秋に予定している税制の抜本改革の検討の際に、 環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制 のグリーン化を進めること、カーボン・フットプリント等の温室効果ガス排出量の 「見える化」について、平成20年度中にガイドラインを取りまとめ、来年度から試 行的な導入実験を行うこと、カーボン・オフセットについては、平成20年度からモ デル事業を実施するとともに、共通のルールについて平成20年度を目途に公表する こと、炭素会計については、平成20年度中に実施方法やルールの検討を行い、その 結果を公表すること。
- ・農林水産業の役割を活用した低炭素化については、食料供給と競合しないバイオ燃料生産拡大対策、稲わら、廃木材等からのエタノール生産、高濃度利用の検討も含めた輸送用燃料、間伐等による森林整備、地域材や未利用木質バイオマスの供給・利用等の促進を図ること、低炭素型の都市や地域づくりについては、環境モデル都

資料1(地球温暖化分野)

市の選定・全国展開・海外への発信や公共交通機関の利用促進、集約型都市構造への転換、農山漁村における様々な資源やエネルギーの有効利用等を行うこと、低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組みについては、生涯を通してあらゆるレベル、あらゆる場面の教育において、低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れること、ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけについては、チーム・マイナス6%の取組の促進やクールアース・デーの取組を展開すること。

革新的制度の設計と導入について

・低炭素社会づくりの具体的なイメージとしてとりまとめられた中央環境審議会の「低炭素社会づくりに向けて」をベースとし、地球環境研究総合推進費により研究が進められている「低炭素社会に向けた12の方策」を参考として、革新的な技術の開発導入と両輪を成す革新的社会制度づくりの課題を明らかとして、革新的制度の設計と導入を進めること。

国際的議論を主導する我が国の役割について

・我が国としては、今般のサミットの成果を踏まえ、今後10年から20年のうちに、世界全体の排出量をピークアウト(頭打ち)させるために、引き続き、全ての主要排出国が参加する、公平かつ実効的な2013年以降の新たな枠組みの構築に向けて、国際的議論を主導する役割を果たしていきます。また、中印等の新興国に対しても、他のG8諸国とともに長期目標を共有し、国連交渉において採択されるようリーダーシップを発揮していくこと。

重点調査事項 :地球温暖化により避けられない影響への適応のための取組

温室効果ガス濃度が現在の水準で安定化することは現実的には想定されない以上、地球温暖化によるある程度の影響は避けられず、避けられない影響(地球規模での海面上昇、 異常気象の増加等)への対応(適応策)を行うことが必要という観点から、

- a) 国際的な連携のもとでの適応策の在り方に関する検討や技術的な研究
- b) 地球環境の変化を早い段階で検出するモニタリングの拡充・強化
- c) 我が国における適応策の実施と気候変動の影響に脆弱な国等における適応策への支援 について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

温室効果ガス濃度が現在の水準で安定化することは現実的には想定されない以上、 地球温暖化によるある程度の影響は避けられず、我が国のみならず地球規模での海面 上昇、農業生産、水資源や生態系に対する影響、異常気象の増加への対応など避けら れない影響への対応(適応策)を行うことが必要となります。

国際的な連携のもと、適応策の在り方に関する検討や技術的な研究を進めます。 研究の成果を活用しながら、地球環境の変化を早い段階から検出するモニタリングを拡充・強化し、我が国において必要な適応策の実施、気候変動の影響に脆弱な国等における適応策への支援を行います。

主な取組状況等

国際的な連携のもとでの適応策の在り方に関する検討や技術的な研究

適応基金は、途上国の適応策を資金支援するための基金で、平成13年11月の気候変動枠組み条約第7回締約国会議(COP7)で設置が決定され、平成19年12月の気候変動枠組条約第13回締約国会議及び京都議定書第3回締約国会合(COP13/CMP3)で実施体制が決定されました。適応基金はクリーン開発メカニズム(CDM)のクレジット2%相当を原資とします。支援の対象範囲、規模、活動等、運用開始に向けた各種事項を現在理事会にて検討中ですが、日本(環境省)は途上国・先進国合計32名の理事及び理事代行の一人であり、平成20年6月からは副議長を務めています。次回理事会は平成20年12月に予定されており、可能な限り早期の運用開始を目指し、運用体制の詳細について議論を進めることとしています。

アジア太平洋21カ国が参加しているアジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)において、実施されている地球変動観測プロジェクトの中で気候変動への脆弱性評価や適応策の研究がいくつか実施されています。

[実施されているプロジェクトの一例]

- ・アジア太平洋地域における気候の摂動と沿岸域:脆弱性評価と持続的管理戦略への総体的アプローチ(平成20年度)
- ・危機にある都市:アジア沿岸巨大都市における気候変化に対する適応能力開発 (平成20年度)

地球環境の変化を早い段階で検出するモニタリングの拡充・強化

「温暖化影響早期観測ネットワーク構築事業」では、東アジア地域において、衛星データと地上観測データを組み合わせ、地球温暖化の影響をその発現初期段階で検出する観測を実施しています。

我が国における適応策の実施と気候変動の影響に脆弱な国等における適応策への支援

環境省地球環境局長の諮問委員会である「地球温暖化影響・適応研究委員会」が本年6月に取りまとめた報告書では、食料、水環境・水資源、自然生態系、防災・沿岸大都市、健康、国民生活・都市生活、途上国の各分野における適応策の具体例について整理して、今後の影響・適応研究の具体的な方向性を示しました。

福田総理が平成20年1月に「クールアース・パートナーシップ」に基づき、気候変動で深刻な被害を受ける途上国に対して、5年間で累計1兆2,500億円程度(概ね100億ドル程度)の資金供給を可能とする新たな資金メカニズムの運用を平成20年から開始することとなりました。このうち、適応策については、我が国の無償資金協力、技術協力等、あるいは国連開発計画(UNDP)等国際機関を通じ、平成20年から概ね5年間で累計2,500億円程度の支援を行うこととされています。これまでのところ、全世界で約50ヵ国がクールアース・パートナーシップへの参加の意図を表明しています(8月29日現在)。このうち、セネガル、マダガスカル、ガイアナ及びインドネシアに対して支援を決定し、ツバルについては、調査団を派遣し、支援内容の検討が進められています。さらに、本年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議(TICAD)で、日本はUNDPと共にアフリカの適応支援のために「アフリカの気候変動対策に関するパートナーシップ構築のための『日・UNDP共同枠組』を構築し、日本はこれに対し、約92.1百万ドルの拠出を行いました。

環境省は、外務省、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)等への助言や、現地調査団への参画を通じ、クールアース・パートナーシップの推進に貢献しているところです。

今後の展望

(論 点)

国際的な連携による適応策の検討について

- ・気候変動枠組み交渉においては、適応基金による支援の平成21年12月前の開始が、途上国が次期枠組みに参加する前提」となっているが、各種ガイドラインや運営ルールの制定が遅延しており、次期枠組み交渉に影響を与える可能性が漸増中という課題が存在していること。
- ・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)において、気候変動への適応に焦点をあてて、気候変動影響に対する脆弱性評価、地域的な影響予測など影響・適応の研究の拡充を図ること。

我が国における適応策について

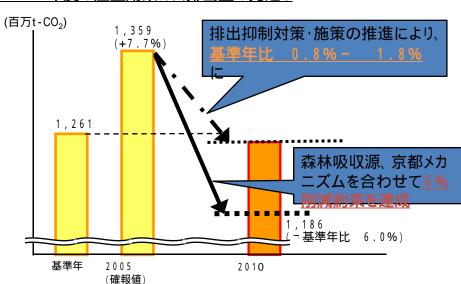
・気候変動とその影響に関する情報を収集・整理し、気候変動影響・適応に関する調査研究を引き続き推進するとともに、関係省庁との調整に基づいて、わが国における地球温暖化適応策の推進に関する検討を進めること。

途上国に対する支援について

・クールアース・パートナーシップについては、各国との政策協議を通じて、より多くのパートナー国に対する適応対策等に係る支援を実施し、途上国における温暖化対策を促進すること。さらに、こうした支援を通じ、全ての国が参加する、2013年以降の実効性ある枠組構築へ向けた交渉を促進していくこと。

改定京都議定書目標達成計画の概要

2010年度の温室効果ガス排出量の見通し



本年2月の産業構造審議会・中央環境審議会合同会合の最終報告では、現行対策のみでは2,200~3,600万t-CO2の不足が見込まれるものの、今後、各部門において、各主体が、現行対策に加え、追加された対策・施策に全力で取り組むことにより、約3,700万t-CO2以上の排出削減効果が見込まれ、京都議定書の6%目標は達成し得るとされた。

目標達成のための対策と施策

- 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策
- (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

【主な追加対策の例】

- ●自主行動計画の推進
- ●住宅·建築物の省エネ性能の向上
- ●トップランナー機器等の対策
- ●工場·事業場の省エネ対策の徹底
- ●自動車の燃費の改善
- ●中小企業の排出削減対策の推進
- ●農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- ●都市緑化、廃棄物·代替フロン等3ガス等の対策
- ●新エネルギー対策の推進
- (2) 温室効果ガス吸収源対策・施策
- ●間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

2. 横断的施策

- ●排出量の算定・報告・公表制度
- ●国民運動の展開

以下、速やかに検討すべき課題

- ●国内排出量取引制度
- ●環境税
- ●深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し

●サマータイムの導入

目標達成計画の進捗管理

- 毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検 を示人、総合的に評価
- さらに、2009年度には第1約束期間全体の排出量見通し

[温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標]

		2010年度の排出量の目安(注)	
		百万t-CO ₂	基準年 総排出量比
エネリ	ノギー起源CO ₂	1,076 ~ 1,089	<u>+1.3% ~ +2.3%</u>
	産業部門	424 ~ 428	-4.6% ~ -4.3%
	業務その他部門	208 ~ 210	+3.4% ~ +3.6%
	家庭部門	138 ~ 141	+0.9% ~ +1.1%
	運輸部門	240 ~ 243	+1.8% ~ +2.0%
	エネルギー転換部門	66	-0.1%
非エネ N ₂ O	ベルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、	132	<u>-1.5%</u>
代替之	7ロン等3ガス	31	<u>-1.6%</u>
温室效	効果ガス排出量	1,239 ~ 1,252	<u>-1.8% ~ -0.8%</u>

(注)排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

温室効果ガスの削減に吸収源対策、京都メカニズムを含め、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図る

必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施 策を追加・強化

「低炭素社会・日本」をめざして

(福田ビジョン:2008.6.9)

- □ 低炭素社会への転換は、「新たな経済成長の機会」として捉えると ともに、「我が国の良さ、伝統」を活用
- ロ 「低炭素革命」として誇れるものへ

[日本の長期・中期目標]

- (1) 長期目標
- 2050年までに世界全体の排出量 を半減させることにつき、G 8 及び 主要排出国間で共有を目指す
- 日本としては2050年までの長期 目標として、現状から60~80%の 削減
- (2) 中期目標
- 日本は、2020年までに現状から更 に14%削減が可能との見通しを発 表済み
- 来年の然るべき時期に我が国の国 別総量目標を発表

[国全体を低炭素化へ動かすしくみ]

- (1) 排出量取引
- 今秋には排出量取引の国内統合 市場の試行的実施を開始
- 本格導入する場合に必要となる条件、制度設計上の課題などを明らかにする
- (2) 税制改革
- 税制のグリーン化の推進、地球 環境税の検討
- (3) 見える化
- カーボン・フットプリント制度の導 入実験の開始

[革新技術の開発と 既存先進技術の普及]

- (1) 革新技術
- 革新技術開発の加速に向けた「環境エネルギー国際協力パートナーシップ」を提案
- (2) 既存先進技術の普及
- : 再生可能エネルギー
- 太陽光発電を2020年までに現状の10 倍、2030年には40倍に引き上げる
- (3) 既存先進技術の普及:省エネ
- 省エネ電球への切り換え、ヒートポンプ技術

[地方の活躍・国民が主役]

- 環境モデル都市の選定
- サマータイム制度の導入について、 早期の結論を期待
- 7月7日を「クールアース·デー」に 指定

低炭素社会づくり行動計画のポイント (平成20年7月29日閣議決定)

1. 我が国の目標

2050年までに現状から60~80%の削減 来年のしかるべき時期に国別総量目標(中期目標)を発表

2.技術開発と普及

二酸化炭素回収貯留(CCS)技術等の<u>革新的技術開発</u> を推進。今後5年間で300億ドル程度を投入。

太陽光発電世界一の座を奪還することを目指し、

- ・導入量を2020年に10倍、2030年に40倍
- ・太陽光発電システムの価格を3~5年後に現在の半額2020年までに新車販売のうち2台に1台を次世代自動車新築の住宅・ビルがすべて省エネ型のものになることを目指す

3.低炭素化へと動かす仕組み

10月を目途に排出量取引の試行的実施を開始

環境税の取扱いを含め、税制全般を横断的に見直し、<u>グ</u> リーン化を推進

多〈の商品·食品·サービスに伴う温室効果ガス排出量の <u>見える化</u>

例: カーボンフットプリント、カーボンオフセット

4.地方、国民の取組支援

<u>バイオ燃料</u>生産拡大など、農林水産業の役割を活かした低炭素化

チームマイナス6%の取組などの国民運動の一層の促進